

静岡県厚生農業協同組合連合会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を整備することによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようになるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 育児休業取得者及び介護休業取得者が円滑に職場復帰できるように、職場復帰プログラムを活用し職員の能力開発及び向上を図る

〈対策〉

平成22年4月～ 総務課担当者会議等の諸会議や広報等を通じ、労働者と事務担当者及び役職者等に制度の周知や情報提供を行っていく。また、制度活用率100%に近づくようにする。

目標2 育児・介護休業法に基づく、両立支援制度全般の周知や情報提供体制、労働者が利用しやすい相談窓口体制の強化等を検討する。

〈対策〉

平成22年4月～ 総務課担当者会議等の諸会議や広報等を通じ、労働者と事務担当者及び役職者等に制度の周知や情報提供を行っていく。

目標3 ノー残業ダイの促進と、年次有給休暇等の取得率向上を目指す。

目標：年次有給休暇全体取得率 20%以上

リフレッシュ休暇全体取得率 85%以上

〈対策〉

平成22年4月～ 諸会議、労使協議会や広報等を通じ、労働者と事務担当者及び役職者等に制度の周知や情報提供を行っていく。また、休暇取得率等を労組と共に検証していく。